

入札公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和7年（2025年）10月31日

下関市長 前田 晋太郎

1 業務名

令和8年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務
（特別徴収税額通知書）

2 業務内容

業務委託仕様書（別添）のとおり

3 契約期間等

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 入札条件

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- （3）この公告の日から本業務の入札日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- （4）令和5年4月1日以降に、元請けとして国又は地方公共団体等において、同種業務（個人市県民税納税通知書等作成及び封入封かん業務（特別徴収）の契約を2回以上締結しており（契約期間中であれば契約締結日は令和5年4月1日以前でもよい。）これらすべてを誠実に履行していること。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (7) 次項に示す入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し入札参加資格を認められていること。

5 入札参加申請方法

「入札参加資格審査申請書」を提出すること。

なお、郵送の場合、書留郵便に限り受付を行う。

6 申請書提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和7年11月13日（木）17時まで

※郵送の場合は必着のこと。

- (2) 提出場所 下関市財政部市民税課法人係

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書」で令和7年11月14日（金）までにファクシミリで通知する。承認の通知を受けたものは、入札参加資格があるものとする。

8 質問の方法

- (1) 本業務に関する質問及び帳票類の見本が必要な場合は、下関市財政部市民税課宛に電子メール又はファクシミリにて送付すること。送信後は電話にて着信確認を行うこと。

（電子メール：zsshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）

（FAX番号：083-233-0695）

- (2) 質問及び帳票類の見本依頼の期限は令和7年11月10日（月）17時までとする。

- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

(4) 見本については、後日速やかに依頼者のみに郵送する。

(5) 問い合わせ先

下関市財政部市民税課法人係

FAX番号 083-233-0695

電話番号 083-231-1210

9 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 下関市財政部市民税課（下関市南部町1番1号）

(2) 日時 令和7年10月31日(金) 9時から令和7年11月13日(木)
17時まで

10 入札方法

(1) 持参によること。郵便による入札は認めない。

(2) 入札において使用する入札書は、別添様式を使用すること。また、入札者は消費税及び地方消費税相当額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

(3) 代理人をして入札させるときは、委任状を提出すること。

(4) 入札会場への入場は、1入札者（個人、法人は問わない）につき、1名までとする。

11 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年11月19日(水) 13時00分

(2) 入札場所 下関市役所本庁舎西棟301ミーティングルーム

12 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 支払方法

12回払い（令和8年4月分から令和9年3月分まで。）

例月の業務終了後、業務の成果が検査に合格したとき（当初分については5月分とともに検査に合格したとき）は、委託料の12分の1に相当する額を下関市に請求するものとし（1円未満の端数が生じたときは1回目に加算する）、下関市は受託者が提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に受託者に支払うものとする。

1 4 入札の無効

次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札者が明瞭でないもの又は入札価格の判読できないもの
- （2）入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
- （3）金額を訂正した入札書によるもの
- （4）委任状を持参しない代理人がしたもの
- （5）無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- （6）入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は不足するもの
- （7）入札資格者が開札日までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札
- （8）入札に参加する資格を有しない者のした入札及び関係法令等に違反した入札

1 5 その他

- （1）入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- （2）落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。
- （3）入札参加申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- （4）この入札において得た入札参加資格は、この公告に定められた入札期日の満了をもって、その効力を失う。